

平成21年5月12日

各 位

会社名 NEC ネットエスアイ株式会社
 代表者名 代表取締役執行役員社長 山本 正彦
 (コード番号1973 東証第一部)
 問合せ先 執行役員 水谷 勝恒
 電 話 03-5463-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月12日開催の臨時取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月23日開催予定の第77期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる「株券電子化」といいます。)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条</u> 本会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条</u> 本会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2. 本会社は、前条の規定にかかわらず、</u> <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第7条</u> 本会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削 除)</p>

